

鳥取県公報

毎週火、金曜日發行（但休日に當るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◆訓令 鳥取県職員勤務評定規程の一部改正
道路の位置の指定
◆告示 指定医師の取消
身体障害者福祉法による医師の指定
町及び字の区域の変更
計量器定期検査の実施
◆公告 鳥取県四級職（電気）職員採用試験の実施

訓令

鳥取県訓令第二十号

甲類附屬機關
地方機關

鳥取県職員勤務評定規程（昭和三十年八月鳥取県訓令第
二十一号）の一部を次のように改正する。

昭和三十一年十月十一日

鳥取県知事 遠藤

茂

別表中

中央病院	院長の指名する第一次評定者	院 長	主管部長
職員以外の	院長が指名する第一次評定者	院 長	院 長

を

中央病院				
右以外 の職	看護 婦員	事務科 所屬	係長 總務 婦務 長	藥總室 劑婦 長長長長長長長
藥室 劑長	婦係 長	係長	總務 長	院 長
院 長	總務 婦長	院 長		主管 部長

に改める。

勤務評定実施要領（別表第四）中

10. 調整原点、調整得点及び評定得点は、勤務評定実施要領により記入する。但し、第二次評定者は、課、局、所内の同一評定要素群（小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト、道路手で同種の職の者が五人以上ある場合においては、それぞれの職種のみ）の職員をまとめて評定するものとする。

11. 成績順位は、第二次評定者が課、局、所内の同一評定要素群（小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト、道路手で同種の職の者が五人以上ある場合においては、それぞれの職種のみ）の職員をまとめて記入し、評定得点が同点であつても同順位としないようにする。

を

10. 調整原点、調整得点及び評定得点は、勤務評定実施要領により記入する。但し、第二次評定者は、課、局、所内の同一評定要素群（小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト、道路手で同種の職の者が三人以上ある場合及び専門技術員、改良普及員については、それぞれの職種のみ）の職員をまとめて評定するものとする。

11. 成績順位は、第二次評定者が課、局、所内の同一評定要素群（小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト、道路手で同種の職の者が三人以上ある場合及び専門技術員、改良普及員については、それぞれの職種のみ）の職員をまとめて記入し、評定得点が同点であつても同順位としないようにする。

に改める。

勤務評定実施要領四の3中但書を削る。
 勤務評定実施要領四の4中但書を削る。
 勤務評定実施要領（別表第一）の勤務実績評定票中「係名」を「係名、職名」に改める。
 勤務評定実施要領（別表第一）裏面の勤務実績評定票記入要領中

5. 係名、氏名は、評定要素群ごとに第一次評定者が
 「記入する。」

を

5. 係名、職名、氏名は、評定要素群ごとに第一次評
 定者が記入する。この場合において職名は（ ）書
 「として記入するものとする。」

に

この訓令は、昭和三十一年十月一日から適用する。

附 則

X-1-C 雇その他のうち守衛、給仕、小使、道路手、農夫、業手、牧夫、掃除婦、汽罐士、水夫、交換手、運転手、技工、あんま師、調理士等単純な労務に雇用される者の職にあるもの

X-1-D 雇、その他でX-1-C以外のもの

- (2) 上記の被監督の下級職員のうち小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト、道路手で同種の職の者が、課、局、所内において五人以上ある場合には職種ごとに別紙とする。

を

X-1-C 雇傭人のうち守衛、給仕、小使、道路手、農夫、業手、牧夫、掃除婦、汽罐士、水夫、交換手、運転手、技工、あんま師、調理士等単純な労務に雇用される者の職にあるもの及び事務吏員、技術吏員のうち単純な労務に雇用される者の職にあるものと同じ守衛、運転手等の職務に従事するもの

X-1-D 雇傭人のうちX-1-C、X-2、X-4の評定要素の適用を受ける職員以外のもの

- (2) 被監督の下級職員のうち小使、運転手、守衛、交換手、タイピスト、道路手で同種の職の者が、課、局、所内において三人以上ある場合及び専門技術員、改良普及員については職種ごとに別紙とする。

に改める。

適用範囲	被監督的下級職員 (単純労務者)	被監督の下級職員 (雇、その他)	看護婦、保健婦、助産婦、保母、教母	被監督の一般事務職員 (二級、三級事務吏員)	被監督の一般技術職員 (二級、三級技術吏員) (職業指導員)
------	---------------------	---------------------	-------------------	---------------------------	--------------------------------------

を

適用範囲	被監督の下級職員(吏員、雇傭人、臨時職員のうち単純な労務に従事する職員)	被監督の下級職員(雇傭人、臨時職員のうち他の評定要素の適用を受ける職員以外のもの)	看護婦、保健婦、助産婦、栄養士、保母、教母及びこれらの職員と同じ職務に従事する事務吏員、技術吏員	被監督の一般事務職員(事務吏員のうち単純な労務に従事する職員及びX-2にかかげる評定要素の適用を受ける職員以外のもの)	被監督の一般技術職員(技術吏員のうち単純な労務に従事する職員及びX-2にかかげる評定要素の適用を受ける職員以外のもの並びに職業指導員、改良普及員である技師補)
------	--------------------------------------	---	--	---	---

に

告 示

鳥取県告示第四百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条
第一項第五号の規程により次のとおり道路の位置を指定
した。

昭和三十一年十月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 申請人の住所氏名 鳥取県高郡青谷町井手三一八
- 一 指定場所 鳥取市西町二区
- 一 道路の延長 三七・六メートル
- 一 道路の巾員 四メートル

鳥取県告示第四百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十二号）
第十五条第一項の規定にもとづく医師の指定を次のとお
り取り消した。

昭和三十一年十月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

診療科名 氏 名 住 所

整形外科 高尾 遷 鳥取市古市

取消理由 取消年月
昭和三十一年九月十五日

鳥取県告示第四百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
第十五条第一項の規定にもとづく身体障害者が診断をう
ける医師を次のとおり指定した。

昭和三十一年十月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 指定診療科名 氏 名 住 所 指定年月日
- 整形外科 池田正三 米子市上福原 昭和三十一年九月二十六日
- 米子市立整肢学園内
- 耳鼻いん 立川 武 米子市末広町
- こう科 米子鉄道病院内

内 科

石橋忠男 鳥取市古市
鳥取市民病院内

鳥取県告示第四百七十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十
条第一項の規定により、昭和三十一年九月二十五日から
境港市のうち佐斐神町及び小篠津町の区域内において、
それぞれ次のとおり町及び字の区域を変更した旨境港市
長より届出があつた。

昭和三十一年十月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

現在の区域

変更区域

町	一	字	地	番	町	一	字	地	番
佐斐神	敷	下東屋	九四二		小篠津	オノ木	九四二		
〃	〃	〃	九四三		〃	〃	〃	九四三	
〃	〃	〃	九四四		〃	〃	〃	九四四	
〃	〃	〃	九四五		〃	〃	〃	九四五	
〃	〃	〃	九四六		〃	〃	〃	九四六	

〃	〃	九四七	〃	〃	九四七
小篠津	オノ木	六七一	町	佐斐神	〃
〃	〃	〃	敷	下東屋	六七一

鳥取県告示第四百七十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規
定により、米子市の計量器定期検査を次のように実施す
る。

昭和三十一年十月十二日

鳥取県知事 遠 藤 茂

検査日時	検査区域	検査場所
十月十七日午前九時から 十八日午後三時まで	米子市の 内啓成、 明道、 将義、 小学校の 校区	啓成小学校 錦町 元教育会館 就将小学校
十九日〃	〃	〃
二十日〃	〃	〃
二十二日〃	〃	〃
二十三日〃	〃	〃
二十四日〃	〃	〃
二十五日〃	〃	〃

備考 計量法第四百四十二条但書による所在場所で行う

公 告

定期検査については、その所在場所を実施の場所
とし、実施期間を昭和三十一年十月十七日から十
一月十六日までとする。

鳥取県四級職（電気）職員採用試験を次のように行うの
で公告する。

昭和三十一年十月十二日

鳥取県人事委員会

この試験は「職員の給与に関する条例（昭和二十六年鳥
取県条例第三号）」の規定による一般給料表の職務の級
四級の電気職への採用試験です。

一 採用は右に記載したとおり二回に分けて行います。

採用予定人員	二人	五人
採用予定期日	昭和三十一年 十二月	昭和三十一年 十月

二 職務内容

おおむねその都度指示を受け又はあらかじめ定つた順
序に従つて、発電所において技術的な仕事の補助又は
定型的な仕事を命ぜられた範囲内で行う職務で、職務
を行うにあつては自ら新たな判断を下す必要はない
が相当な修習又は経験が必要とする職です。

三 受験資格

（一）学校教育法による高等学校において電気工学を専
修し卒業した者もしくは電気主任技術者の第三種の
資格を有する者又はこれらと同等と人事委員会が認
める者で、昭和八年四月二日から昭和三十一年四月一
日までに生れた男子に限ります。ただし来年十月採
用の分については昭和十四年四月一日までに生れた
者で来年三月卒業見込の者も受験できます。

（二）次の各号の二に該当する者は受験できません。

- イ 日本の国籍を有しない者。
- ロ 禁治産者および準禁治産者。
- ハ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで
または執行を受けることがなくなるまでの者。

ニ 鳥取県において懲戒免職の処分を受け、その処
分の日から二年を経過しない者。
ホ 日本憲法施行の日以後において、日本憲法又は
その下に成立した政府を暴力で破壊することを主
張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加
入した者。

四 試験

試験は第一次試験、第二次試験および身上調査としま
す。

（一）第一次試験

筆記試験によつて高等学校卒業程度で行い、
教養試験では公務員として必要な一般知能および教
養について、専門試験では電気職に必要な専門的、
技術的な知識について試験します。

（二）第二次試験

第一次試験の合格者に対して、口述試験と身体検査
を行います。口述試験では個別面接によつて主とし
て人物について、身体検査では胸部疾患の有無に重

点において職務遂行に必要な体力、体質を有するかと
うかについて行います。

（三）身上調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他につ
いて調査します。

五 試験の日時、場所及び発表

試験区分	日 時	場 所	発 表
第一次試験	昭和三十一年十 一月三日時刻は 申込のときにお 知らせします。	鳥取市	申込のさ らにお知 す。はか 県庁前に 掲示しま す。
第二次試験	昭和三十一年十 一月中旬の予定 ですが本人に通 知します。	同 右	別途本人 に通知し ます。はか 県庁前に 掲示しま す。

六 受験手続及び受付期間

（一）申込用紙の請求

申込用紙は鳥取県人事委員会事務局に請求して下さ
い。郵便による場合は封筒の表面に「申込用紙請求」
と朱書きあて先を明記して十円切手をはつた返信用
封筒を必ず同封して下さい。

發行日 火、金

[illegible]

口 受験票は申込受付後送付します。受験票を受領された方は最近六ヶ月以内に撮影した本人の写真（上半身、脱帽、正面向、縦六センチ、横四、五センチ）をはつて試験当日持参して下さい。写真のない場合は受験できません。

昭和三十一年十月十五日（月）から昭和三十一年十月二十六日（金）まで（平日は午後五時、土曜日は正午まで）受付けます。郵便による場合は、メ切日の午後五時までの着信に限ります。

二 給与は原則として四級一号給（月額五、九〇〇円）で、このほか給与条例の定めに従い、扶養手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

(その他)

受驗手續その他の問合せには、鳥取県人事委員会事務局でお答えします。郵便で問い合わせる場合は、あて先明記の十円切手をはつた返信用封筒を必ず同封して下さい。